

＜対策のポイント＞

過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、水産物の安全性を確保するため、大臣許可漁業等で漁獲される回遊性魚種等を中心に放射性セシウムの検査を継続的に実施するとともに、新たにトリチウムを対象とする検査を行います。また、消費者等の安心の回復と信頼の確保につなげるため、検査結果の正確な情報を提供します。

＜政策目標＞

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

＜事業の内容＞

1. 放射性物質影響調査推進事業

- 福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の海洋への流出により一部の水産物から検出される放射性物質は、今後の操業見通しへの不安要因となっています。このため、関係省庁、関係都道府県及び関係団体と連携し、安全な食料の安定供給のために、生産段階において水産物の放射性物質調査を円滑に行うことが必要です。
- 過去の放射性物質の検出状況等を踏まえ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和2年3月23日改正 原子力災害対策本部）における検査計画の対象自治体、関係業界団体等と連携し、大臣許可漁業等で漁獲される回遊性魚種等の水産物の放射性物質調査を実施します。また、国内における検査結果の正確な情報をとりまとめて提供します。  
※ 総合モニタリング計画（令和2年4月1日改定 モニタリング調整会議）に基づき、関係機関の連携の下、継続して放射線モニタリングを実施。

2. ALPS処理水影響調査推進事業

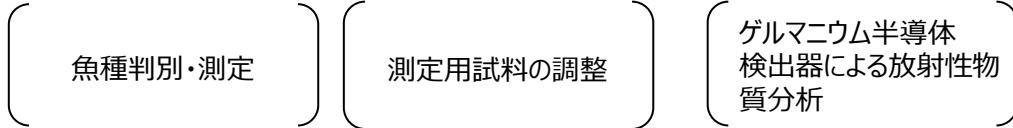
- ALPS処理水の海洋放出にあたっては、処理水は十分に処理された上で希釈して放出されるものの、処理水に含まれる放射性物質が水産物から検出されるのではないかとの不安が生じていることから、放射性物質の水産物への影響を調査します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○東日本海域を中心に、大臣許可漁業の対象となる回遊性魚種等（タラ類、カレイ類、サバ類等）を中心に放射性物質調査を実施。



○結果については、水産庁ホームページにて随時公表し、正確な情報提供を実施。  
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>

